

申請に対する処分個別票

所管局部課 (担当)名 (電話番号)	経済戦略局産業振興部産業振興課 (06-6615-3761)
処分課 (担当) 名	同上
処分の名称	商工会議所による特定商工業者に対する負担金賦課の許可
概 要	商工会議所法により、商工会議所は、法定台帳の作成、管理及び運用に要する経費に充てるため、政令の定めるところにより、経済産業大臣（注）の許可（2事業年度ごと）を受けて、特定商工業者（6ヶ月以上引き続き営業所、事務所、工場又は事業場を有する商工業者のうち、常時使用する従業員の数が20人以上か資本金額又は払込済出資総額が300万円以上の者）に対して負担金を賦課することができる。 ただし、商工会議所は、負担金について、特定商工業者の過半数の同意を得た後でなければ、負担金賦課の許可を申請してはならない。（同意については数年度分（5年分程度以内）、まとめて得てもよい）
根拠法令等 及び条項	商工会議所法 第12条第1項 商工会議所法施行令 第3条 商工会議所法施行規則 第4条 様式第4
審査基準	1 特定商工業者に賦課する負担金の総額は、商工業者法定台帳の作成、管理及び運用に直接必要な最少限度の経費の額を超えないこと。 2 特定商工業者に賦課する負担金の額を不均一にする場合は、特定商工業者の法第7条第2項第1号に規定する従業員の数又は同項第2号に規定する資本金額若しくは払込済出資総額（その商工会議所の地区以外の地域にも営業所等を有する特定商工業者にあつては、その資本金額又は払込済出資総額に、その商工会議所の地区内の営業所等の従業員の数のすべての営業所等の従業員の数に対する割合を乗じて得た額） 3 特定商工業者に賦課する負担金の額を不均一にする場合は、特定商工業者に賦課する負担金の額のうち最高のもは、特定商工業者に賦課する負担金の総額を特定商工業者の数で除して得た額（以下「平均負担金」という。）の一倍半の額を超えず、その最低のもは、平均負担額の半額を下らないこと。 (商工会議所法施行令 第4条)
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	経済戦略局産業振興部産業振興課
提出時期	随時
提出方法	○商工会議所法施行規則 第4条 様式第4に定める書類等を大阪市長に提出する。 1 前事業年度及び前々事業年度における負担金の収支の明細を記載した書面 2 申請事業年度における商工業者法定台帳の作成、管理及び運用に直接必要な経費の明細を記載した書面 3 法第12条第2項の特定商工業者の過半数の同意を得たことを証する書面
手数料	なし
相談窓口	経済戦略局産業振興部産業振興課
ホームページ	
備 考	注：商工会議所による特定商工業者に対する負担金賦課の許可権限は経済産業大臣から政令で都道府県知事に定められ、さらに大阪府商工行政事務に係る事務処理の特例に関する条例により大阪市長にて行われています。